

GIFU

HOZEN

岐阜保全協会報

1999 / 第37号

平成11年1月1日発行

題字：梶原拓岐岐阜知事

梅花



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

あいさつ	年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 小瀬洋喜 … 1
		役員一同 … 2

特集	産業廃棄物管理票制度に係る厚生省通知について ……	3
特集	建設副産物適正処理推進要綱の改正について ……	12
特集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	土岐市長 塚本保夫 … 22
		関ヶ原町長 相撲正一 … 23

行政ニュース	「岐阜県における廃棄物の適正処理等に関する規範の在り方について」の環境審議会からの答申について ……	24
	岐阜県庁舎におけるISO14001認証取得について ……	25
	産業廃棄物処理業申請事務について(岐阜市) ……	27
協会だより	第6回理事回、第7回理事会、第3回広報編集委員会、平成10年度岐阜県園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会 ……	29
	新規加入会員の紹介 ……	30
	協会への入会のおすすめ・産業廃棄物処理広報ビデオについて ……	31
お知らせ	建設副産物適正処理推進要綱講習会のご案内 ……	19
	平成11年度厚生大臣認定各種講習会開催日程(案) ……	21
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)について ……	32
編集後記	…	34

表紙写真 梅

春まだ浅い頃、百花にさきがけて寒気の中で凜と咲くウメの花。清楚ななかにもたくましい生命力と気高さを感じさせ、古来、多くの人々にいとおしまれてきました。正月や祝言の席を飾る吉祥の花とされています。

かぞへ来ぬ 屋敷屋敷の 梅やなぎ 芭蕉

(写真提供・花スタジオ「本巣郡巣南町古橋」)



年頭にあたって

理事長 小瀬 洋喜

明けましておめでとうございます。

平成11年の新春にあたり皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年わが国経済にとって大変な激動の年でありました。戦後かつて経験したこのない経済不況と言われる中で大手金融機関の破綻、規制緩和、ビッグバン、不良債権問題等金融システムの不安は、政府の諸対策が実行されることによって景気の回復による経済の安定が期待されるところでありますが、こうした動きのなかで私達の生活、考え方にも大きな変革を迫られた年でありました。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球的規模で考えなければならない時代となっております。特に地球温暖化による異常気象等は、地球全体にとっても各地で豪雨、異常乾燥等による被害をもたらす深刻な問題となっており、世界各国が協調し二酸化炭素の削減等解決しなければならない重要な問題となっております

一方、昨年は平成9年6月に改正された廃掃法の改正を受け、同法改正施行令が平成10年6月から施行されることに伴い、廃棄物処理施設の設置許可手続きの明確化に関する規定、委託契約書記載事項の追加等、施行規則の一部改正がおこなわれました。また、環境庁におかれても3月同省所管最終処分基準の強化等施行令の一部改正が行われました。

9月には、同法施行規則が改正公布、12月から施行されるすべての産業廃棄物の処理が産業廃棄物管理票制度の対象に拡大され、新た

に電子情報処理組織導入等、廃掃法改正に係る政省令がすべて施行され適正処理の推進に法令環境が整備されましたことは誠に意義ある年であったと思います。

また、県におかれましてもこうした法令の改正、整備に伴い、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正が検討されております。

当協会と致しましても、当該要綱の改正にあたり会員の意見を集約し4次にわたり県ご当局にお願いを致して参りましたところであり、改正にあたっていろいろご配慮頂いておりますことに対し厚くお礼申し上げます。

また、昨年12月県環境審議会から県に対し、廃棄物の適正処理のための条例のあり方についての答申をおこなわれました。県では今これを受けて環境問題についての条例化が検討されているところであります。こうした生活環境整備が推進されますことは誠に力強い限りであります。しかしながら、こうした適正処理の推進、環境の整備が図られる中で、最終処分場の逼迫は今や誠に厳しいものがあります。廃棄物の減量化、リサイクル化が強化され推進されてはおりますが、いまや産業廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することが緊急の課題となっております。しかも経済不況脱出のために内需拡大、消費刺激が国策とされており、再び大量消費時代を迎えることは明らかであり乍ら、消費拡大という国政のなかでも取り上げられることなく過ぎており、この緊急課題に対する地元住民の理解

が得られないまま推移しており、マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄の問題とともに誠に憂慮されるものであります。

産廃問題はこうした大変厳しい社会情勢のなか新しい年を迎えました。こうした大変な時期に病を得たため十分に職務を果たせずにお

りますことを誠に申し訳なく存じております。

年頭にあって所感の一端を申させていただきました。会員の皆様はじめ関係各位の一層のご発展をお祈り申し上げ、かわらぬご支援ご協力をお願い申し上げましてご挨拶と致します。

頌 春

年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十一年元旦

理事長 小 瀬 洋 喜
副理事長 清 水 正 靖
" 後 藤 利 夫
理 事 石 丸 継 治
" 市 川 治 徳
" 大 塚 忠 勝
" 大 場 猪三美
" 粥 川 長 司
" 木 村 虎 男
" 清 水 道 雄
" 鈴 村 兼 利
" 高 井 信 夫
" 田 中 一 郎

理 事 田 中 薫
" 棚 瀬 克 己
" 津 田 芳 朗
" 野々村 清
" 野 村 清 晴
" 三 浦 茂
" 水 谷 重 雄
" 山 村 け い
監 事 白 井 清 三
" 佐 藤 敏 一

事 務 局

専務理事 林 杉 雄

産業廃棄物管理票制度に係る厚生省通知について

平成10年11月13日付次のとおり各都道府県・政令市あて
通知されましたのでお知らせします。

生衛発第 1631 号

平成10年11月13日

各都道府県知事・政令市市長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「平成9年度改正法」という。）は、平成9年6月18日に公布され、既にその一部については平成9年12月17日又は平成10年6月17日から施行されたところであるが、産業廃棄物管理票制度及び電子情報処理組織の使用に関する規定が平成10年12月1日から施行されることとなっている。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成10年度厚生省令第77号）が同年9月22日に公布され、同年12月1日から施行されることとなったところである。

平成9年改正法の趣旨及び内容については、平成9年12月17日付け厚生省生衛第1112号により厚生事務次官から通知されたところであるが、さらに下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

産業廃棄物の処理については、不法投棄が依然として跡を絶たず、産業廃棄物を排出する事業者の責任を強化し、適正な処理を確保することが強く求められているところである。

平成3年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成3年法律

第95号。以下「平成3年改正法」という。）により特別管理産業廃棄物を対象として導入された管理票制度は、事業者が産業廃棄物処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを管理票の返送を受けて確認することにより、適正な委託処理を確保する制度であるが、この管理票制度については、特別管

理産業廃棄物以外の産業廃棄物についても事業者の自主的取組み及び行政指導により普及しているところであり、産業廃棄物の適正処理の推進に一定の効果を上げているところである。

これらを踏まえ、平成9年改正法において、管理票制度の適用範囲を原則としてすべての産業廃棄物に拡大するとともに、事業者等の事務負担を軽減する等の観点から、管理票の交付に代えて、電子情報処理組織を使用して事業者が産業廃棄物の処理終了を確認することを可能とする等の仕組みが設けられたものである。

第2 改正内容

1 産業廃棄物管理票制度については、適用範囲が原則としてすべての産業廃棄物に拡大されたこと以外は、基本的に平成3年改正法に基づく特別管理産業廃棄物管理票制度とほぼ同様であるが、適用範囲の拡大に伴い、次に掲げる事項について改正されていることに留意すること。

(1) 管理票の交付が不要である場合を次のとおり定めたこと。

- ① 産業廃棄物の処理をその事務として行う都道府県又は市町村に、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ② 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)第20条第2項の規定により運輸大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に、船舶において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に、当該産業廃棄物の

みの運搬又は処分を委託する場合

- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の4の2第1項の認定を受けた者に、当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
 - ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第9条第2号又は第3号の指定を受けた者に、当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
 - ⑥ 規則第10条の3第2号又は第3号の指定を受けた者に、当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
 - ⑦ 国(産業廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。)に、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
 - ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に、当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
 - ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に、本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
 - ⑩ 海洋汚染防止法第20条第1項の規定により運輸大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者に、外国船舶(専ら本邦の各港間又は港のみを航行するものを除く。)において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合
- (2) 管理票の記載事項として次の事項を追加したこと。
- ① 運搬を受託した者が積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管

を行う場所の所在地

② 産業廃棄物の荷姿

③ 運搬を受託した者が積替え又は保管の場所において有価物の拾集を行おうとする場合には、拾集量の見込み

また、運搬受託者の記載事項として、積替え又は保管の場所において有価物の拾集を行った場合の拾集量を追加したこと。

(3) 事業者が管理票の写しの送付を受けるまでの期間を、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物については90日としたこと。ただし、特別管理産業廃棄物については、従来どおり60日であること。また、期間内に管理票の写しの送付がない場合に事業者が都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）に提出する産業廃棄物管理票未回収報告書については、様式を改正し、原則として管理票1枚につき1通提出することとしたこと。

(4) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、様式を簡素化するとともに、同一の都道府県（保健所を設置する市にあっては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、当該2以上の事業場をまとめて報告することができることとしたこと。

2 電子情報処理組織の使用については、管理票の交付に代えて情報処理センターに登録を行うものであることから、管理票情報に係る仕組みは基本的に産業廃棄物管理票制度の仕組みと同趣旨であるが、次の事項については産業廃棄物管理票制度と相違するものであること。

なお、具体的な運用は、情報処理センターが厚生大臣の認可を受けた業務規程及びこれに基づき別途定める細則等によりなされるものである。

- (1) 電子情報処理組織の使用を開始しようとする場合には、あらかじめ情報処理センターと契約を締結しなければならないこと。
 - (2) 情報処理センターへの登録は、当該産業廃棄物の種類ごとに、引渡しの後遅滞なく行うこととしたこと。
 - (3) 事業者が産業廃棄物を運搬受託者又は処分受託者に引き渡す際に、当該産業廃棄物の種類、数量、運搬先の事業場の名称、登録番号等を当該受託者に通知することとしたこと。
 - (4) 当該受託者が情報処理センターへ報告するまでの期間を運搬又は処分を終了した日から3日としたこと。
 - (5) 情報処理センターによる都道府県知事への報告は、報告事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）によることを基本とすること。
- 3 情報処理センターの備えるべき帳簿の記載事項等を定めたこと。
- 4 産業廃棄物の処理をその事務として行う市町村又は都道府県に産業廃棄物の処理を依頼することは、従来法第12条第3項の委託には該当しないものとして取り扱ってきたところであるが、今般委託に該当するものとして必要な改正を行ったこと。当該市町村又は都道府県に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、管理票の交付は不要であるが、委託者には委託基準が適用されることに留意すること。

第3 罰則の適用等

- 1 管理票に虚偽を記載し、又は電子情報処理組織を使用する場合に虚偽の登録を行ったときは、30万円以下の罰金に処することとされたこと。
- 2 管理票を交付せず、又は管理票に虚偽の記載をした者及び電子情報処理組織を使用する場合に虚偽の登録を行った者が措置命令の対象者として追加されたこと。

第4 その他

- 1 電子情報処理組織の使用は、事業者等にとって管理票記入手続きや管理票の保管及び都道府県知事への報告が不要になる等、事務手続きが大幅に簡素化されるとともに、行政側にとっても情報の整理及び解析が容易になるなどの特徴を有している。については、事業者等に対しその周知を図ること。
- 2 産業廃棄物管理票制度の実効性を確保するため、制度の適用を受ける者の把握及びこれらの者に対する制度の趣旨の徹底に努めるとともに、立入検査の際には管理票の記載内容と帳簿の記載内容等を照合し、整合性を確認するなど、積極的に産業廃棄物管理票制度の適正な運用のチェックに努められたいこと。
- 3 虚偽の管理票の交付等、管理票の不適正な使用は産業廃棄物管理票制度の趣旨をないがしろにするものであるから、不適正な使用に対しては、警察当局と連携すること等により厳正に対処されたいこと。特に産業廃棄物処理業者に対しては、許可の取消し等を含む厳しい措置を講じられたいこと。
- 4 法第18条第1項の規定に基づき都道府県知事が行う情報処理センターからの報告徴

収は、事業者等からの報告徴収と同じく法の施行に必要な限度において行うことができるものであること。また、情報処理センターは、電子情報化の趣旨を踏まえ、迅速な報告提出に努めなければならないこと。

- 5 平成10年12月1日から平成11年3月31日までに交付した管理票については、事業者は平成11年6月30日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しなければならないこと。この際、平成10年度に特別管理産業廃棄物管理票を交付した事業者は、これについても併せて報告しなければならないこと。
- 6 関係通知について以下のとおり改正等を行い、平成10年12月1日から適用すること。
 - (1) 平成2年3月26日付け衛産第18号当職通知「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステムの実施について」及び平成5年3月12日付け衛産第25号当職通知「特別管理産業廃棄物処理における特別管理産業廃棄物管理票制度の実施について」を廃止する。
 - (2) 平成2年4月26日付け衛産第31号当職通知「産業廃棄物処理対策の強化について」の一部を次のように改正する。
5中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。
 - (3) 平成6年2月2日付け衛環第41号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」の一部を次のように改正する。
第1の2中「輸出する廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する場合の特別管理産業廃棄物管理票の取扱いについては、特別管理産業廃棄物が本邦の領域から出

ることをもって運搬及び処分が終了したこととして、運搬委託者に管理票の写しを送付させるよう取り扱うこととすること。なお、管理票交付者が管理票の写しを送付を受けない場合は、法第12条の3第5項の規定を適用することとされたいこと。」を削る。

- (4) 平成7年3月31日付け衛産第40号当職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」の一部を次のように改正する。

第3中1を削り、2を1とし、3を2とする。

- (5) 平成7年12月27日付け衛産第119号当職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」の一部を次のように改正する。

第3の2の(3)中「また、当該特別管理産業廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理票の適正な使用を確保するため、平成5年3月12日付け衛産第25号当職通知「特別管理産業廃棄物処理における特別管理産業廃棄物管理票制度の実施について」に基づき、事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者を指導されたいこと。」を削る。

ダイオキシン・PCB 汚染・土壌地下水汚染…

廃棄物処理施設・化学工場等の環境汚染事故対策に！

AIU の環境汚染賠償責任保険

(環境監査サービス付)

◎環境汚染事故による対人・対物損害を保障 ◎行政命令等による浄化装置費用も保障

お問い合わせは

AIU 保険会社 岐阜支店

〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 大同生命廣瀬ビル7F

TEL 058-262-4771 FAX 058-262-4781

担当 中島・大矢

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
環境整備課産業廃棄物対策室長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号以下「改正法」という。）の一部施行及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第77号。以下「改正省令」という。）の施行については、別途厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成10年11月13日付け生衛発第1631号）により指示されたところであるが、なお、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきようにされたい。

記

第1 産業廃棄物管理票制度

1 管理票の交付に関する事項について

(1) 改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「新規則」という。）第8条の19各号に掲げる場合には管理票の交付は不要であるが、次の事項に留意すること。

- ① 各号（第6号及び第9号を除く。）に規定する者に運搬のみを委託し、これらの者以外の者に処分を委託する場合には、事業者は、処分受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、事業者は運搬受託者を經由して管理票を交付することとなるが、運搬受託者は管理票の写しの送付、保存等の義務は負わないこと。

- ② 各号（第5号及び第9号を除く。）に規定する者に処分のみを委託し、これらの者以外の者に運搬を委託する場合には、事業者は、運搬受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、運搬受託者は処分受託者に管理票を回付する義務は負わないこと。

- ③ 第8号は、例えば地方公共団体の下水処理場から日本下水道事業団の広域汚泥処理場へ送泥管により下水汚泥を搬入する場合のように、産業廃棄物を排出する事業場と処理施設とが運搬用パイプラインで直結されている場合をいうこと。
- (2) 新規則第8条の20第1号の「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とは、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに管理票を交付することを原則とするが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混同しているような場合には、これを一つの種類として交付して差し支えないこと。ただし、運搬の過程における選別等により複数の処分受託者が処分することとなる場合には、処分受託者の数に対応する数の管理票を交付しなければならないこと。

- (3) 新法第12条の3第1項の規定による管理票の交付については、例えば農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客である事業者の排出した使用済み自動車の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。この場合、事業者と当該事務の実施者との関係が、事業者と当該事務の実施者との規約等に明記さ

れていることが必要であること。

なお、この場合においても、排出事業者責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途締結しなければならないこと。

- 2 管理票の記載事項に関する事項について改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第12条の3第1項及び新規則第8条の21に規定する管理票の記載事項等については、次の事項に留意すること。

- ① 新法第12条の3第1項の「産業廃棄物の種類」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を基本とし、特別管理産業物の場合にはその旨を記載しなければならないが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えないこと。
- ② 新法第12条の3第1項の「産業廃棄物の数量」の記載は、重量、体積、個数等その単位系は限定されないこと。
- ③ 新法第12条の3第1項の「運搬又は処分を受託した者」とは、事業者から委託を受けた者及び当該委託を受けた者から再委託を受けた者すべてをいうものであり、その氏名又は名称は、これらの者すべてについて記載すること。
- ④ 新規則第8条の21第6号の「積替え又は保管の場所の所在地」は、運搬受

託者が単独で積替え又は保管を行う場所に限られるものではなく、運搬の再委託等が行われる場合における運搬受託者間の産業廃棄物の引渡しのための積替え又は保管の場所を含むものであること。

- ⑤ 新規則第8条の21第8号の「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」とは、産業廃棄物である物の中に含まれている有価物を、運搬受託者が積替え又は保管の場所において選別施設を用いずに選別することをいうものであり、例えば、がれき類の中に含まれる他人に有償で売却できる金属等を手選別する行為等がこれに該当すること。

なお、事業者は、運搬受託者における拾集の有無を委託契約の際等にあらかじめ把握しなければならないこと。

- ⑥ その他産業廃棄物の適正処理に資するよう、性状、処分方法、取扱いに当たっての注意事項等を必要に応じて記入すること。

3 管理票の回付及び写しの送付に関する事項について

- (1) 新法第12条の3第2項の規定により事業者管理票の写しを送付するのは、運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者の委託した運搬業務を完了させた運搬受託者であること（再委託を受けた運搬受託者が運搬業務を完了させた場合には、当該運搬受託者がこれに該当する。）。
- (2) 新規則第8条の22第3号の「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」については、新規則第8条の21第8号と同旨であるが、

実際に拾集した量を記載するものであること。

- (3) 運搬委託者と処分受託者が同一の場合には、運搬終了後に管理票の写しを事業者に送付する必要はないこと。

4 都道府県知事への報告に係る事項について

- (1) 新法第12条の3第5号の規定による産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、管理票を交付したすべての事業者が都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）に提出しなければならないこと。

- (2) 新規則第8条の27において、産業廃棄物を排出する事業場が、小規模の建設工事現場等1年以内程度の短期間しか設置されず、又は設置場所が随時移動するものである場合には、同一の都道府県（保健所を設置する市にあっては、市）内の他の事業場についてまとめて報告書を作成し、提出するものであること。

- (3) 都道府県知事において、報告書に代えて、報告書の記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を提出することを認めることは差し支えないこと。この場合には、報告書の提出について事業者の押印がなされた文書が当該磁気媒体に添付されている必要があること。

第2 電子情報処理組織の使用

- 1 新規則第8条の31第2号の「遅滞なく登録すること」とは、産業廃棄物を引き渡した日のうちに登録することを基本とし、やむを得ずこれができない場合は情報処理センターの翌営業日のうちに登録すること。

- 2 新規則第8条の31第3号の「通知」については、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 通知は、文書、口頭等の方法を問わないものであるが、確実に情報を伝達するため、文書によることを基本とすること。
 - (2) 産業廃棄物の引渡しの際において引渡しの際に登録及び通知を行う場合であって、登録番号として情報処理センターが管理する番号を使用するときは、登録した後に通知することとして差し支えないこと。
- 3 新法第12条の4第6項の規定による報告は、報告事項を記録した磁気ディスク、CD-R等の一般的な電子磁気媒体の提出によることを基本とし、これに支障がある場合には文書の提出によることとして差し支えないこと。

第3 その他

- 1 電子情報処理組織の使用を積極的に推進するとともに、新法第12条の4第6項の規定による報告に対応できる体制を速やかに整えられたいこと。
- 2 産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の引渡しの際に管理票を交付し、受託者から管理票の送付を受けることにより委託内容どおりに処理が行われたことを確認することを目的とするものであり、管理票は委託契約書とは異なることから、産業廃棄物の処理の委託契約は産業廃棄物を引き渡す以前に別途締結される必要があること。
- 3 立入検査を行ったときは、管理票に関し必要な検査を行い、産業廃棄物管理票制度の実施状況を把握すること。
- 4 産業廃棄物管理票制度の適切な運用を図るため、必要に応じ、事業者及び産業廃棄物処理業者に対する研修会等の開催について配慮すること。
- 5 関係通知について以下のとおり改正を行い、平成10年12月1日から適用すること。
 - (1) 平成2年3月26日付け衛産第19号当職通知「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステムの実施について」及び平成5年3月12日付け衛産第26号当職通知「特別管理産業廃棄物処理における特別管理産業廃棄物管理票制度の実施について」を廃止する。
 - (2) 平成5年3月31日付け衛産第36号当職通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」の一部を次のように改正する。
別紙の間38中「特別管理産業廃棄物管理票」を「産業廃棄物管理票」に改める。
 - (3) 平成6年2月17日付け衛産第19号当職通知「産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に関する留意事項について」の一部を次のように改正する。
第8を削り、第9を第8とする。
 - (4) 平成6年2月17日付け衛産第20号当職通知「産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」の一部を次のように改正する。
別紙の間4の答を次のように改める。
答 該当する。
 - (5) 平成6年8月31日付け衛産82号当職通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」の一部を次のように改正する。
3及び別添を削る。

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

平成10年12月1日付け次ぎの通り建設事務次官から(社)全国産業廃棄物連合会長あて当該要綱を会員に周知徹底するとともに遵守させるよう依頼があり、これに基づき、全産廃連会長から当協会理事長あて依頼がありましたのでご了知のうえ遵守されますようお知らせします。

建設省経建発第 333 号の 2

平成 10 年 12 月 1 日

(社)全国産業廃棄物連合会会長 殿

建設事務次官

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

標記要綱は、建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図るため、平成5年1月12日付建設省経建発第3号の2をもって通知したところである。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の改正、建設リサイクル推進計画’97（平成9年10月7日付建設省技調発第166号、建設省経事発第64号、建設省経建発第288号事務次官通達）の策定等を踏まえ、より一層の発生抑制、再利用、適正処理の推進等、建設副産物に係る総合的な対策が実施されるよう同要綱を改正した。

貴団件におかれては、今後も引き続き、傘下会員に対してこれを周知徹底するとともに、建設工事に従事している者全員に対し、本要綱を遵守させるよう指導方お願いする。

建設副産物適正処理推進要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再生資源」とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性があるもの（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く。）をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を建設工事等の資材、材料又は工業原料として

利用できるようにする行為をいう。

- 六 「再利用」とは、建設副産物を再度利用すること（再資源化及び再資源化して利用することを含む。）をいう。
- 七 「減量化」とは、脱水、乾燥、焼却等の中間処理を行い、建設副産物の重量又は容積を減らすことをいう。
- 八 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理の推進を総称していう。
- 九 「再生資源利用計画」とは、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）に規定する建設資材を搬入する建設工事において、再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- 十 「再生資源利用促進計画」とは、リサイクル法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- 十一 「建設リサイクルガイドライン」とは、建設リサイクル推進に係る実施事項について（平成10年8月4日付、建設省技調発第167号、建設省経事発第22号、技術審議官通知）の定めるところにより、公共工事発注者の行うべき事項として、①建設副産物の発生の抑制、減量化、再資源化等の検討及び調整状況を定めた計画・設計段階におけるリサイクル計画書の作成、②計画案（計画及び設計方針）

の作成時点の検討、③リサイクル状況の公表等についてまとめたものをいう。

十二 「リサイクル原則化ルール」とは、公共建設工事における再生資源の当面の運用について（平成3年12月13日付、建設省技調発第267号、建設省営計発第97号、技術調査室長・営繕計画課長通知、平成4年12月25日一部改正）の定めるところにより、経済性にかかわらず、工事現場から一定の距離以内に他の建設工事又は再資源化施設がある場合において、再生資源の利用又は再資源化施設の活用を原則とする措置をいう。

十三 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

十四 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者をいう。

十五 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った施工者をいう。

十六 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、資材販売業者及び資材運搬業者を総称していう。

十七 「協力業者」とは、元請業者以外の施工者、資材納入業者並びに廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業を営む者をいう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

一 建設副産物の発生の抑制に努めること。

二 発生した建設副産物については、再利用及び減量化に努めること。

三 再利用又は減量化できないものについては、適正な処理を行うこと。

第5 関係者の基本的責務

一 発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、発注に当たっては建設副産物対策に必要な経費を計上しなければならない。

二 元請業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を自ら適切に行うため、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備、協力業者への指導等を責任をもって行わなければならない。

三 協力業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指導等に従わなければならない。

第2章 計画の作成等

第6 発注者による計画の作成、条件明示等

発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に配慮し、必要な調査の実施、適切な計画立案、設計の実施に努めなければならない。また、建設工事の発注に当たっては、計画・設計段階の検討結果及び適正処理に留意した処理方法を条件として明示するとともに、必要な経費を計上しなければならない。

明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

また、公共工事の発注者にあつては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 リサイクル法に規定する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、リサイクル原則化ルールの徹底に努めること。また、建設汚泥及び建設混合廃棄物についても、リサイクル原則化ルールの適用に努めること。
- 二 建設リサイクルガイドラインに定められた事項の実施に努めること。

第7 元請業者による施工計画の作成等

元請業者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。

- 一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。
- 二 施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- 三 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること。

また、公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第8 工事現場の管理体制

元請業者は、次の事項に留意し、工事現場

の管理を適切に行わなければならない。

- 一 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
- 二 上記の責任者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに、協力業者にもこれを周知徹底すること。

また、公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

第9 元請業者の社内管理体制

元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員及び協力業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第3章 建設発生土

第10 搬出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、建設発生土の現場内利用の促進、適切な工法の選択等により、その搬出量の抑制に努めなければならない。

第11 工事間の利用の促進

発注者及び元請業者は、建設発生土の土質確認を行い、他の工事現場における利用が促進されるよう建設発生土を必要とする他の工事現場と情報交換システム等を活用して連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保、

再資源化施設の活用にも努めなければならない。

第12 工事現場等における分別及び保管

施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講ずるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第13 運 搬

施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- 一 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- 二 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

第14 受入地での埋立及び盛土

発注者及び元請業者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

第4章 建設廃棄物

第15 排出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材搬入業者の協力を得て建設廃棄物の発生量の抑制を行うとともに、現場内での再利用及び脱水等の減量化を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出量の抑制に努めなければならない。

第16 工事現場等における分別及び保管

施工者は、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、建設廃棄物の処理方法ごとに、以下の事項に留意し、工事現場等において分別及び保管を行わなければならない。

- 一 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- 二 安定型産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の分別に努めること。
- 三 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破砕等を行い、分別すること。
- 四 周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準を遵守し、適切に保管すること。

第17 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵

守すること。

二 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

三 建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正に管理すること。

第18 運 搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

一 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。

二 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

三 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

四 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第19 再資源化及び減量化等

元請業者は、工事現場から排出する建設廃棄物については、次の事項に留意し、再資源化、減量化等に努めなければならない。

一 再資源化施設を活用すること。特に、リサイクル法に規定する指定副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化を促進すること。

二 再資源化が困難な産業廃棄物については、脱水、乾燥、焼却等を行う中間処理施設を活用すること。

三 現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化の推進及び適正な処理の確保のため、選別設備を有する中間処理施設を活用すること。

第20 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第21 解体廃棄物の取扱い

発注者又は施工者は、解体工事に当たって、必要な調査を行い、解体工事に係る計画を作成するとともに、次の事項に留意し、解体工事の適切な実施並びに解体工事により発生する廃棄物の再資源化及び適正処理に努めなければならない。

一 発注者は、家具、家電製品等の存置物を解体工事に先立ち処理すること。

二 発注者は、解体工事に係る計画に基づき、必要な経費を計上すること。

三 元請業者は、解体工事を請け負わせ、解体廃棄物の処理を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約すること。

四 施工者は、特別管理廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別解体を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別解体に努めること。

五 施工者は、解体工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。

第5章 建設廃棄物ごとの留意事項

第22 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

- 一 コンクリート塊は、破碎し、再生骨材等として再利用の促進に努めなければならない。
- 二 アスファルト・コンクリート塊は、再生加熱アスファルト混合物等として再利用の促進に努めなければならない。

第23 建設発生木材

- 一 建設工事から発生する木くずは、産業廃棄物として取り扱い、チップ化、堆肥化等再利用の促進に努めなければならない。
- 二 使用済み型枠の再使用に努めなければならない。ただし、再使用できないものについては、元請業者の責任により適正に処理しなければならない。
- 三 工事現場から発生する伐採木、伐根等のうち再利用を促進することが困難なものは、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。
- 四 CCA処理木材は有害物質を含有し、再利用することが困難であることから、他の廃棄物と区分して取り扱い、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。

第24 建設汚泥

- 一 廃棄物処理法に規定する再生利用厚生大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用し、再利用に努めなければならない。
- 二 処理又は改良された建設汚泥によって

埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。

第25 混合廃棄物

- 一 混合廃棄物については、選別等を行う中間処理施設を活用し、再利用の促進に努めなければならない。
- 二 安定型産業廃棄物以外の廃棄物を含む混合廃棄物については、中間処理施設において選別し、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5%以下とする等、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第26 廃石膏ボード等

- 一 新築時における石膏ボード端材、岩綿吸音板端材、グラスウール保温材端材、ALCボード端材等は、広域再生利用厚生大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用し、再利用の促進に努めなければならない。特に、石膏ボード端材は、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、再利用の促進に努めなければならない。
- 二 解体工事に伴い排出される廃石膏ボードは、分別解体に努めなければならない。

第27 特別管理産業廃棄物

建設廃棄物のうち特別管理産業廃棄物に該当する飛散性アスベスト等は、廃棄物処理法に基づき、適正に処理しなければならない。

第28 特殊な廃棄物の処理

建設廃棄物のうち塗料等の付着した缶等は、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。

廃棄物処理法改正等に対応した

「建設副産物適正処理推進要綱」講習会のご案内

限られた資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り「資源循環型社会」を構築するためには、建設廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理をより一層推進しなければなりません。

しかしながら、依然として建設混合廃棄物、建設発生木材等のリサイクル率が低迷しています。また、産業廃棄物の処理の仕組みを定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）が改正され、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策をより一層進めるため平成10年12月1日から、マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度が全産業廃棄物に適用されるなど規制強化が行われます。また、住宅金融公庫においてもマニフェストの添付が融資条件となります。

この、廃掃法改正に対応し「建設副産物適正処理推進要綱」が改正されました。本要綱は建設副産物を適正に処理するために必要な基準であり、これらの要綱の内容について十分理解していただき、もって建設副産物の適正な処理が行われるよう本講習会を開催することと致しました。

建設工事の発注・設計・施工・工事監理等に携わる関係者の多数の方がご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、本要綱は、建設省が工事を発注する際の建築工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書に記載され遵守が義務づけられるとともに、地方公共団体発注の工事においてもこの要綱の遵守が求められます。

主 催 財団法人日本建築センター 財団法人先端建設技術センター
社団法人公共建築協会 建設副産物リサイクル広報推進会議

後援（予定）建設省 厚生省 開催地都道府県 住宅金融公庫 住宅・都市整備公団
社団法人全国住宅供給公社等連合会 建設九団体副産物対策協議会

協賛（予定）社団法人全国産業廃棄物連合会
（その他省略）

お知らせ

開催地・開催日・会場・定員

開催地	開催日	会場	定員
東京第1回	平成11年1月28日(木)	日本消防会館ニッショーホール 東京都港区虎ノ門2-9-16 (TEL:03-3503-1486)	500
大阪	平成11年2月3日(木)	大阪国際交流センター 大阪市天王寺区上本町8-2-6 (TEL:06-773-8989)	400
名古屋	平成11年2月10日(木)	名古屋A Tビルディング大会議室 名古屋市中区錦1-18-22 (TEL:052-221-8627)	200
高松	平成11年2月19日(金)	香川県教育会館ミュージズホール 高松市西宝町2-6-40 (TEL:0878-33-0013)	120
新潟	平成11年2月23日(火)	新潟県建設会館 新潟市新光町7-5 (TEL:025-285-7111)	120
仙台	平成11年2月25日(木)	勾当台会館蔵王 仙台市青葉区国分町3-9-6 (TEL:022-222-3301)	200
広島	平成11年3月4日(木)	広島厚生年金会館 広島市中区加古町3-3 (TEL:082-243-8881)	200
福岡	平成11年3月10日(水)	メルパルク福岡さくら 福岡市中央区薬院4-14-52 (TEL:092-523-1100)	200
東京第2回	平成11年3月16日(火)	日本消防会館ニッショーホール 東京都港区虎ノ門2-9-16 (TEL:03-3503-1486)	500
札幌	平成11年3月18日(木)	北海道第2水産ビル8F大会議室 札幌市中央区北3条西7-1 (TEL:011-281-2071)	200
那覇	平成11年3月26日(金)	自治会館大ホール 那覇市旭町14 (TEL:0988-62-8181)	120

備考：上記の開催地以外の県庁所在地においては、平成11年4月～6月頃に順次、本講習会を実施する予定です。

時間割・内容・講師

時間	内容	講師
13:00～ 13:05	・挨拶	開催地都道府県
13:05～ 14:00	・ISO14001の取り扱いについて	(財)先端建設技術センター
14:00～ 15:30	・廃掃法の改正について ・建設副産物適正処理推進要綱の解説について ・住宅金融公庫等の融資制度について	建設省建設経済局建設業課担当官 同事業調整官室担当官 同住宅局住宅生産課担当官 建設大臣官房官庁営繕部監督課担当官
15:40～ 16:10	・マニフェストのしくみと記入要領について	建設九団体副産物対策協議会 マニフェストワーキンググループ委員
16:10～ 17:00	・建築物の解体・リサイクル技術について	(財)日本建築センター建築物の解体・リサイクル技術ノート編集委員会委員

都合により、時間割・講師等が変更になる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

テキスト 「—平成10年12月改正—建設副産物適正処理推進要綱の解説」
 監修：建設省建設経済局建設業課・事業調整官室
 「建築物の解体・リサイクル技術ノート—1999年版—」
 編集：日本建築センター建築物の解体・リサイクル技術ノート編集委員会
 「マニフェストシステム」「建設系廃棄物マニフェスト」
 発行：建設九団体副産物対策協議会

テキスト代
3,000円程度

無料

受講料 一般：10,000円
 会員：7,000円（主催・後援団体会員・協賛団体会員・行政職員）
 受講料及びテキスト代は別途、会場でお支払い下さい。

申込方法 官製の「往復ハカキ」に、氏名（連名で結構です）、講習会名（廃棄物）、受講地、勤務先、〒所在地、電話・FAX番号を記入のうえお申込下さい。返信用ハガキを参加券として返送いたしますので、住所、氏名を明記しておいて下さい。

送付先 〒105-8438 東京都港区虎ノ門3-2-2 第30森ビル
 (財)日本建築センター情報交流会 TEL03-3432-0716

申込締切日 各会場とも、定員になり次第締め切らせていただきます。

なお、詳細については <http://www.bcj.or.jp> を参照下さるか、送付先宛おたずね下さい。

平成11年度厚生大臣認定各種講習会開催日程(案)

平成11年度の厚生大臣認定新規・更新許可講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の日程(案)が下記のとおりとなりましたので、近県開催分をお知らせします。

なお、日程の確定及び受付開始は、3月下旬頃となりますのでご了承下さい。

区分		岐 阜	愛 知	三 重	静 岡	
産業廃棄物	新規	収集運搬	9月21日～22日 平成12年2月15日～16日	7月22日～23日 11月30日～12月1日	6月9日～10日	10月20日～21日
		処分		9月7日～10日		
	更新	収集運搬	8月26日	平成12年2月2日・4日	5月12日	11月16日
		処分	8月26日～27日	平成12年2月2日～3日	5月12日～13日	11月16日～17日
特管産業廃棄物	新規	収集運搬		10月5日～8日		
		処分				
	更新	収集運搬		11月4日		平成12年2月8日
		処分		11月4日～5日		平成12年2月8日～9日
特管物管理責任者		8月25日	6月22日 12月2日	7月6日	5月14日	

わがまちの産業廃棄物問題と対策

「シンクグローバリー・
アクトローカリー」



土岐市長 塚本 保夫

岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、産業廃棄物の適正処理に格別のご支援助、ご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

私たち人類社会はかつてない環境危機に直面しております。1997年12月に京都で気候変動枠組み条約締約国会議が開催され、CO²の削減計画が定められました。環境問題を語る時「シンクグローバリー・アクトローカリー」（地球規模で考え、地域で行動する）を合い言葉に、地域社会での環境保全に取り組んでいきたいと考えております。

本市におきましては、ゴミ問題を中心として、市民と一体となって積極的に取り組み、市固有の責務としての一般廃棄物について、分別収集・資源回収など昭和55年から取り組み、リサイクル運動の先駆的役割を果たしております。一方、焼却場、最終処分場など必要な態勢を整えてきたところであります。

ゴミ処理に関しては昭和45年のいわゆる公害国会で、廃棄物処理法が他の公害関係法とともに成立し、家庭から出る一般廃棄物は行政の責任で処理し、産業廃棄物については経

済社会活動の拡大に伴い膨大な産業廃棄物が排出されるようになったことから、排出する事業者の責任で処理することが明確にされたわけであります。

本市で発生するゴミの量は、家庭から出る一般廃棄物が年間約21,000 tであります。このうち、町内会の多大のご協力をいただいております資源ごみの回収量が約1670 t含まれており、その他に学校などでの資源物集団回収分が約1970 tあります。

なお、地場産業の中小企業によって成り立つ本市では公共関与方式を採用して、市内から出る陶磁器関連の産業廃棄物は、有料で市の最終処分場に受け入れております。

しかしながら建築廃材を中心とする野焼き問題等が市内で発生したことは、誠に遺憾なことでありました。これに関しては法律改正、県の指導体制の強化と相まって、不法投棄、不適正処理に断固たる決意で臨み、一応の解決を見ましたが、二度と市民に迷惑をかけることのないよう市民と市・県の連携を深めることを誓って、平成9年12月に「環境保全都市宣言」をいたしました。

産業廃棄物の処理につきましては、平成4年の24,000 t余をピークに現在ではほぼ半減いたしております。これは景気の影響とともに各企業が処理の適正化と減量化に取り組んでおられる成果であると評価いたしておりますが、今後とも、なお一層のご努力を期待する次第であります。

終わりにあたりまして、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げます。

自然環境・生活環境に優しい 廃棄物行政を！



関ヶ原町長 相撲正一

日頃、貴協会並びに会員の皆様方には、生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理対策に格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜県の西端に位置し、北に伊吹山を主峰とする伊吹山系、南に鈴鹿山脈が迫り、平野部でも海拔百メートルから二百メートルの高低差のため起伏に富み、変化の多い地形が特徴です。また、中央部を藤古川、西南部を今須川、北部を相川が流れ、まさに、“山あり、川あり”の自然豊かな町です。また、国道21号、国道365号、名神高速道路関ヶ原インターチェンジ、J R東海道本線などの交通網と相まって交通至便で見所たっぷりの観光のまちです。関ヶ原合戦の陣跡、不破の関跡など歴史的なものに加え、オートキャンプ場 “グリーンウッド関ヶ原”、東海自然歩道沿いの自然博物館 “エコミュージアム関ヶ原” など自然と親しむ施設も次々とオープンしました。二年後に迫った関ヶ原合戦四百年を契機に、観光のまち関ヶ原を全国にPRしたいと思っています。

また、NHK大河ドラマ「葵・徳川三代」の放映も決まりました。自然景観と環境への配慮をしながら、観光 関ヶ原の目玉となる施設の整備を図っていきたくと考えています。

さて、廃棄物問題につきましては、新聞・

テレビ等のマスコミ業界において、ダイオキシン問題が大きく提起されていますが、本町におきましてもダイオキシンの削減を図るべく清掃センターの維持管理をはじめ、様々な手段を講じております。清掃センターの負荷を低減するため、生ごみの減量を図るためコンポストの奨励、食品トレー等の資源回収、可燃物・不燃物・資源物の分別徹底等の実施、また、清掃センターにおきましては温度管理を中心にダイオキシンの発生を極力抑えています。

平成11年度には、生ごみ処理機購入補助制度を検討しております。メリットとして、清掃センターの延命と維持管理上におけるダイオキシンの削減効果を第一に考えております。可燃物の30%程度を占める生ごみを減少させることで、焼却炉の延命、高温による完全燃焼、焼却効率のUP、スムーズな立ち上げ等の効果を期待しております。

また、各家庭・各ごみ集積場の衛生の向上にも繋がり、減量化、資源化施策における意識改革・啓発啓蒙にも有効であると考えています。

さらに、空缶等の不法投棄の防止、ふん害の防止、たばこ、チューインガム等の適正処理を図り、清潔で美しいまちづくりと町民の快適な生活の保護を目的として「関ヶ原町ポイ捨て等防止条例」の制定に向け検討中であります。

関ヶ原町の美しい自然環境は、私たちのかけがえのない財産であります。私たちが安全かつ快適な生活を送るために、また、次の世代に良好な環境を引き継ぐためにも、自然環境・生活環境に優しい廃棄物行政を推進していきたいと考えています。

終わりに当たりまして、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。

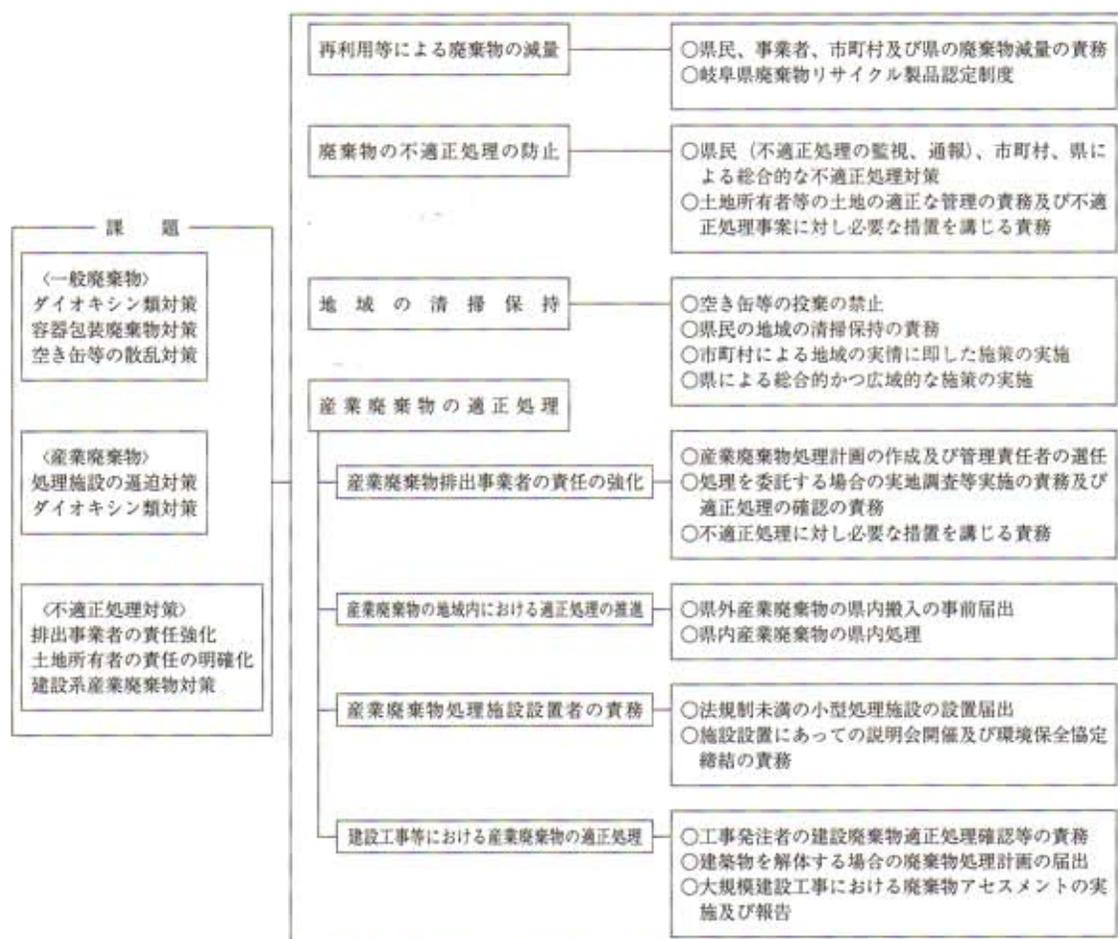
「岐阜県における廃棄物の適正処理等に関する規範の在り方について」の環境審議会からの答申について

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

昨年9月8日に、県知事から岐阜県環境審議会(会長 吉田三郎大垣女子短期大学名誉顧問)に対して、現在の廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、「岐阜県における廃棄物の適正処理等に関する規範の在り方について」諮問したところ、さる12月13日に、岐阜県独自の条例を定めることが適当であるとの答申をいただきました。

県では、今後答申の趣旨に沿って条例の制定作業を進めていく予定です。その概要をお知らせします。

「岐阜県における廃棄物の適正処理等に関する規範の在り方について」の概要



岐阜県庁舎における I S O 14001 認証取得について

岐阜県衛生環境部環境管理課

「山紫水明」と表現される本県の恵まれた自然環境、生活環境を後世への財産として残していくためには、県内最大の事業者・消費者である県自身が率先して環境保全対策を実施し、県内市町村及び企業の先導的役割を担うことが求められていることから、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指し、岐阜県庁舎における I S O 14001 の認証取得に着手しました。

1. 認証取得の意義

・県庁の事務事業の執行について、環境面で国際的に認められたものとして確立する。

2. 認証取得の目的

- ①岐阜県庁舎における各所属の事務事業に係る環境負荷の低減を図る。
- ②環境との共生を図る県の姿勢を対外的に周知する。
- ③広く県民全体に環境問題への取組を促進する。

3. 認証取得の内容

- ①取得範囲：岐阜県庁舎（岐阜市藪田南 2-1-1 に所在する建物及びそれに付帯する施設）において実施する事務事業
- ②取得方針：岐阜県環境保全率先行動計画（新ラブ・アースぎふ運動）の目標達成を中心とした環境マネジメントシステムを構築する。
- ③主な項目
 - ・省エネルギー（電気の使用量の削減、自然エネルギーの活用等）
 - ・水利用の合理化
 - ・紙の使用量の削減、再生紙の使用等
 - ・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

- ・環境にやさしい車の導入
- ・グリーン購入のすすめ
- ・緑化の推進
- ・職員の環境保全意識の向上 など

4. 認証取得目標時期

平成11年7月

5. スケジュール

- ・システム構築：今年度中
- ・システム試行：3ヶ月間（4月～6月）

6. 認証取得の効果

- ・県庁の事務事業の執行が、環境面で国際的に認められたものとなる。
- ・第三者の審査を受けることにより、職員の意識改革（環境配慮の徹底）が図れる。
- ・モデル的に認証を取得することにより、県内の企業及び市町村への普及促進が図られる。
- ・効率的な事務事業の執行により、コストの縮減が図れる。

7. 推進体制

- ・環境保全推進本部に関係各課で構成する研究会（ワーキンググループ）を設置する。

- ・環境局内にプロジェクトチーム（4名）を設置しました。

8. 今後の取得予定

〔下水道、病院、研究機関などの事業部門〕
各務原浄化センターは平成11年度の取得に向けて準備中であるが、その他の機関の取得については今後検討していく。

〔岐阜県庁舎以外の事務部門〕

岐阜県庁舎の取得後に、先ず総合庁舎の計画的な取得を目指し、その他の機関については順次検討していく。

9. 他自治体等の動向

〔認証取得済〕

千葉県白井町（平成10年2月）、新潟県上越市（平成10年3月）、滋賀県工業技術総合センター（平成10年3月）

〔準備中〕

環境庁、中部通産局

岩手県、埼玉県、東京都、三重県、京都府、大阪府、大分県

10. 新ラブ・アースぎふ運動の取組状況

H9.11 「岐阜県環境保全率先行動計画（新ラブ・アースぎふ運動）」策定

H10.1～3 試行

試行期間の効果（県庁舎）

：分別回収の徹底により、廃棄物21.7%減、昼休みの消灯の徹底（実施率77%→91%）

H10.4 県庁舎をはじめ、県機関すべてを対象にして、本格施行

本格施行後の取組結果（県庁舎）

：コピー用紙を全て再生紙（古紙配合率100%、白色度70%）に切り替え電気使用量（4～9月）は前年度比0.4%削減
エレベータホール、トイレへの

省エネの啓発看板の掲示

環境にやさしい車（ハイブリッド車）2台導入

再生紙見本帖作成など印刷物の再生紙使用促進

H10.6 岐阜県環境保全推進本部において、平成10年度の行動目標を設定

（参考）

--- I S Oとは ---
 名称：International Organization for Standardization（国際標準化機構）
 設立：1947年
 所在地：スイス（ジュネーブ）
 目的：製品やシステムの規格を標準化することにより、商品とサービスの国際間の貿易を容易にし、経済活動等に関する諸活動を発展・促進させる
 規格：現在までに、約10,000件の規格を発行

--- I S O 14001 ---
 ○経緯
 ・国連環境開発会議（1992年：リオサミット）を成功させるために、1991年「持続的発展のための国際経済人会議」が創設され、I S Oに対して環境管理の国際規格化を依頼した。
 ○目的
 ・地球環境問題（温暖化、廃棄物処理、オゾン層の破壊、酸性雨等）に対処するために環境保全に関する各国企業の取組方法の標準化を図る。
 ○I S Oが発行（1996年9月）した世界唯一の環境マネジメントシステムの国際規格
 ・組織が自らの事業活動に伴う環境への影響を把握し、それを改善するために環境方針、環境目的・目標を定め、体系的に実行していくためのシステム
 ・計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→見直し（Action）から構成される「P D C Aサイクル」により継続的にシステムを改善していくことが特徴

■継続的改善

計 画…環境方針、環境目的・目標、実行方法の策定

実 施…計画の実施、文書管理、職員研修

点 検…監視・実態調査、内部監査、外部監査（審査登録機関の審査）

見直し…環境方針、環境目的・目標の見直し、実行方法等の是正措置

産業廃棄物処理業申請事務について

岐阜市生活環境部環境総務課

(社)岐阜県産業環境保全協会の会員の皆さんのほとんどの方が、

- ①産業廃棄物収集運搬業
- ②産業廃棄物処分業
- ③特別管理産業廃棄物収集運搬業
- ④特別管理産業廃棄物処分業

のいずれかの許可、あるいはこれらの内の複数の許可を取得されております。

このコーナーでは、皆さまが処理業を行われるにあたり、事業の更新許可申請や、変更許可申請等の事務手続きについての、大まかな手順と留意事項等をお知らせします。

《更新許可申請の場合》

産業廃棄物の①収集運搬業、②処分業、特別管理産業廃棄物の③収集運搬業、④処分業、はいづれも許可期間は5年です。

そして、引き続きこれらの処理業を行おうとする場合は、更新許可の手続きが必要です。

5年の許可期間内に更新許可を受けられないと、許可の効力を失います。

現在受けられている許可の期間は、許可証に記載してありますので、確認のうえ、更新期日には十分注意してください。

最近、更新期日間際になっての駆け込み申請がまま見受けられますが、許可証の交付は、新規・更新に関わらず受理した順での交付となります。

更新にあたって、許可申請から新許可証の交付事務までがスムーズに進むよう、申請書の提出の際には以下の点に十分注意してくだ

さい。

1. 申請書提出の目処

受理した後の更新許可申請書の審査や新しい許可証の作成・交付には、相当の日数を要しますので、更新許可申請にあたっては、遅くとも許可期限の1ヶ月前には許可申請書を提出できるように心がけてください。(県の場合1ヶ月前です。)

2. 認定講習の受講

更新許可申請にあたっては、厚生大臣認定の講習を受講済みであることが必要となります。

また、更新許可を受けようとする許可の種類に応じて、受講課程も異なります。

収集運搬業には「収集・運搬」課程、処分業には「処分」課程、また特別管理産業廃棄物についても、特別管理産業廃棄物に係るそれぞれの課程を受講済みであることが必要となります。

さらに、それぞれの課程の更新講習の有効期間は2年間ですので、許可期限日より遡って2年前以内に受講していることが必要です。

更新許可申請間際になって、未受講であることに気づき、遠隔地での受講者も見受けられますが、余裕を持って受講計画を立てることに心がけましょう。

講習の日程・会場等については(社)岐阜県産業環境保全協会まで問い合わせてください。

なお、申請書には、講習の修了証の写しを

添付することが必要です。

3. 許可申請書の提出部数

提出部数は2部(正1部・副1部)です。〈岐阜県への申請の場合は正1部・副2部の計3部です。〉

申請時には、正・副とも受理し、新しい許可証の交付時には副を返却します。

なお、提出時の副は正のコピーでも構いません。

〈事業範囲変更許可申請の場合〉

現在許可を受けている事業範囲を追加しようという場合には、「事業範囲変更」の許可申請が必要となります。

なお、変更許可申請書の提出部数等は、更新許可申請時と同じです。

〈変更・廃止の届出の場合〉

次のような場合は、変更あるいは廃止届けの提出が義務づけられています。

事実が発生した日から10日以内に届け出てください。

例1 住所や、電話番号等に変更があった場合。

例2 事業に使用する車輛を追加した場合、または廃車した場合。

例3 法人において、法人名や組織、あるいは代表者や、役員の変更があった場合。

例4 事業を廃止した場合。

例5 許可を受けている事業の一部を廃止または休止した場合。

その他、法や規則で定める事項について変更があった場合。

なお、変更・廃止の内容に応じて必要な添

付書類は異なってきます。

また、報告書の提出部数は2部(正1部・副1部)です。〈岐阜県への提出部数は正1部・副2部の計3部です。〉

ただし、副は変更承認書と一緒に後日返却いたします。※事業の全部廃止の場合は正1部のみを許可証を添えての提出となります。

〈その他〉

各許可申請に必要な書類の入手にあたっては、下記担当機関にて用意しております。

また、岐阜市の場合、必要な書類を明記のうえ、160円分の切手を貼って送付先を記入した返信用A4サイズの封筒を郵送されれば、折り返し必要書類を送付いたします。

担当機関

・岐阜市許可に係るもの

岐阜市生活環境部 廃棄物指導係

〒500-8720 岐阜市神田町1-11

(TEL058-265-4141 内線6405)

・岐阜県許可に係るもの

産業廃棄物関係行政機関

岐阜県関係(岐阜市を除く)

機関名	所在地	電話番号
衛生環境部廃棄物対策課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
伊奈波保健所	岐阜市司町1	058-264-1111
羽島保健所	羽島市竹鼻町狐穴川口719-1	058-392-2144
大垣保健所	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
大野保健所	揖斐郡大野町黒野塚廻191	0585-32-1530
関保健所	美濃市生薮1612-2	0575-33-4011
郡上保健所	郡上郡八幡町初音1727-2	0575-67-1111
可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
多治見保健所	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
恵那保健所	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111
益田保健所	益田郡萩原町羽根2605-1	0576-52-3111
高山保健所	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111

第6回理事会開催

平成10年度第6回理事会（書面表決）が11月9日開催されました。この理事会は、「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員4名、賛助会員1名の新規加入が全理事の賛同を得て承認されました。

第7回理事会開催

平成10年度第7回理事会が12月9日（水）午後2時から「岐阜県民ふれあい会館」特別会議室において開催されました。この理事会に



第7回理事会

は次の議案が提案され、いづれの議案についても原案のとおり可決承認されました。

また、この理事会には、県から廃棄物対策課立木総括技術課長補佐、松岡課長補佐兼廃棄物対策係長にご臨席いただき、廃掃法改正による産業廃棄物管理票の取り扱い、啓発普及等について詳しくご助言をいただきました。

議案

第1号議案 平成10年度収支補正予算（案）
について

第2号議案 新規加入会員の承認について

また、報告事項として先に書面表決により承認された新規加入会員について報告した。

第3回広報編集委員会

（平成10年11月25日午前10時30分開催）

1 「ぎふ保全協会報第37号」の編集方針に

ついて

2 その他情報交換について

平成10年度岐阜県園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会開催

平成10年12月2日午後1時30分から岐阜県農協会館4階第1会議室において、吉真修蔵会長（岐阜県農政部園芸特産課長）各委員14委員（県農業技術課技術管理監、伊奈波・西南濃・可茂・恵那・飛騨県事務所、農務課長、岐阜市農林課長、高根村農林課長、県園芸特産振興会事務局局長、県農協中央会農政部長、県農協連合会米穀部長、県農業ビニル商業界農ポリ懇談会長、同高山ブロック会長、(社)県産業環境保全協・専務理事）事務局（岡部輝男県園芸特産課花き振興対策監外2名）出席し開催されました。

協議会では協議事項として次の事項について協議しました。

1. 県協議会の取り組み及び地域協議会の設置と活動状況について
2. 園芸用使用済みプラスチック適正処理施設設置検討（案）
 - 小委員会の検討結果
 - ・県内処理施設設置研究の考え方
 - リサイクルシステム検討
 - ・回収システムの構築
 - ・処理施設の構築
 - ・具体的処理施設の検討（モデルプラン）
 - ・企業提案比較
3. マニフェスト制度の概要と対応について
特に12月1日からマニフェストが全産業廃棄物について義務づけられたことに伴い使用済みプラスチックの取り扱いについて検討されました。

新規加入会員の紹介

平成10年度第6回理事会を11月9日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住 所	業の区分
株式会社小澤瓦工業 ☎(0575)29-0003	代表取締役 小澤孝導	☎501-3205 関市志津野2489	収集運搬業 中間処理業
玉木征治(玉木建材) ☎(058)251-9797		☎500-8881 岐阜市青柳町1-5	収集運搬業
西村寄元(西建土木) ☎(0575)23-2491		☎501-3918 関市南天神3-3-17	収集運搬業
中濃セテック株式会社 ☎(0574)43-3195	代表取締役副社長 芝田清	☎505-0307 加茂郡八百津町野上1542-1	再生利用指定業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住 所	備考
岐阜県管設備工業協同組合 ☎(058)245-1562	理事長 戸島一博	☎500-8156 岐阜市祈年町8-7	

平成10年度第7回理事会を12月9日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住 所	業の区分
株式会社ケミック ☎(058)262-8154	取締役社長 林正啓	☎500-8005 岐阜市上材木町425-6	収集運搬業
株式会社日本環境管理センター ☎(0584)89-2638	代表取締役 牧野好晃	☎503-0931 大垣市本今町6-54	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住 所	備考
東北ムネタカ株式会社岐阜工場 ☎(0584)57-2522	岐阜工場長 佐藤正幸	☎503-0407 海津郡南濃町徳田字榊野99-3	
飛騨環境保全協議会 ☎(0577)37-1077	大村辰男	☎506-0054 高山市岡本町1-192	
三輪松子(三輪事務所) ☎(058)294-2822		☎502-0812 岐阜市八代2-23-4	

参考 会員の異動状況

会員区分	9月28日現在	入会数	退会数	12月9日現在	増減
正会員	195	6	1	200	5
賛助会員	57	4	0	61	4
特別会員	2	—	—	2	—
計	254	10	1	263	9

お願い

〈協会への入会のおすすめ〉

〈協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします〉

入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

ついでには、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

入会のおすすめ

●良い環境は、
みんなで守り、
育てるものです

●産業廃棄物に
関わる方は、協会に加入し、
力を合わせましょう！

詳しくは、事務局にご相談ください。

入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はありません。

会費

●正会員

区 分		金 額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可	月額 10,000円
	中間処理の許可	月額 10,000円
	最終処分の許可	月額 10,000円
排出事業者		月額 10,000円
再生利用指定業者		月額 10,000円

●賛助会員

賛助会員 年額 30,000円

納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。(但、賛助会員は年1回)

産業廃棄物処理広報ビデオについて

産業廃棄物紹介ビデオ

「地球と子供たちの未来のために」

—環境を守り、産業を支える—

企画・制作 (社)全国産業廃棄物連合会

定価 ¥4,000 (消費税込み・送料別)

(社)全国産業廃棄物連合会では、国民に産業廃棄物がどのように処理されているかを正しく理解して頂くこと目的として標題の広報用ビデオを作成しました。産業

廃棄物処理がどのように行われているかをわかりやすく紹介しています。ご希望の方は当協会までご連絡下さい。

内容は、

- ①廃棄物の種類と処理の流れ
- ②処理施設の信頼と安全性
- ③適正処理処分施設の地元との共存
- ④積極的に進められるリサイクル
- ⑤新しい処分場の在り方の構成となっております。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

1. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の拡大
平成10年12月1日から、すべての産業廃棄物の処理が「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の使用が義務づけられました。

2. 産業廃棄物管理票（直行用・積替用各1箱（100セット入）2,500円）・建設系廃棄物マニフェスト（建Ⅰ・建Ⅱ各1箱（100セット入）3,000円）及び各連続票（コンピュータ用各1ケース（1,000セット入）25,000円、建Ⅰ・建Ⅱは30,000円）は、当協会で頒布します。

3. 購入申込み

購入申し込みは、(P47) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書により直接又はファックスにてお申込下さい。

〈ファックスにてお申し込みの方〉

* 送料は着払いでお願いします。（1箱～4箱350円・5箱～10箱450円）

* お支払いは、マニフェスト送付の際に同封の振込用紙（郵便局）にてお願いします。

4. 旧様式の取り扱いについて

旧様式の未使用管理票(マニフェスト)をお持ちの方で新様式管理票(マニフェスト)に交換を希望されます方は、単票では100セット単位、連続票では1,000セット単位で交換します。旧様式の管理票(マニフェスト)についても、12月1日以降は改正法に準じて必要事項を記入し、不足枚数は複写する等ご使用いただければ支障はありません。

5. 産業廃棄物管理票制度「マニフェストシステムがよく分かる本（平成10年12月版）発行(社)全国産業廃棄物連合会」、「建設系廃棄物マニフェストのしくみ 発行建設九団体副産物対策協議会」各冊子を用意しております。ご希望の方は、実費（1部100円）にて頒布しますのでご連絡下さい。

〈岐阜県企業リサイクルフォーラム'99〉

企業における廃棄物対策

ゼロ・エミッションを目指して

～皆んなでつくる地球環境村、

- と き 平成11年2月10日(水) PM1:30～4:15
- と ころ 県民文化ホール未来会館2F「長良川ホール」
- 参 加 料 無料
- 主 催 (財)地球環境村ぎふ、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県中小企業産業廃棄物対策連絡会議
- 後 援 (社)岐阜県工業会、(財)岐阜県研究開発財団、岐阜県
- プログラム 1:45 基調報告 2:15 フォーラム「我が業界は、こうチャレンジする」

参加希望者は、企業・団体名、企業・団体の所在地、氏名、電話番号、ファックス番号を記入し、次までお申し込みください。

(財)地球環境村ぎふ

〒500-8708 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎内

T E L 058-264-1111 (内線886・888) F A X 058-264-4554

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購 入 申 込 書

次のとおり購入したいので申し込みます。

（単票1箱=100セット、連続票1ケース=1000セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数 量	備 考
産業廃棄物管理票【直行用】6枚綴り	単 票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
産業廃棄物管理票【積替用】7枚綴り	単 票	2,500	箱	再委託・積替の場合
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
建設系廃棄物マニフェスト【建Ⅰ】6枚綴り	単 票	3,000	箱	収集・運搬業者1社の場合
建設系廃棄物マニフェスト【建Ⅱ】6枚綴り	単 票	3,000	箱	収集・運搬業者2社の場合

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。
建設系廃棄物マニフェストは連続票も扱っております。

※支払 方法	振 込 No
	現 金
※整 理	

平成 年 月 日

〒 ー

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者又は _____

取扱責任者 _____ (印)

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

お知らせ

「産業廃棄物処理業等の事務代行」の紹介について

産業廃棄物処理業の新規・更新許可等の申請をされる方で事務代行業を希望される方は、当協会の会員である行政書士をご紹介します。

詳細については事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

明けましておめでとうございます。

本年もよい年でありますようにと心からお祈り申し上げます。

新しい年を迎えまして、改めて昨年を振り返ってみますと、昨年は廃掃法改正関係施行規則が全て施行され、マニフェスト制度の改正等産業廃棄物の適正処理にたいする法令の整備がなされた記念すべき年であったと思います。

一方、県におかれましても法改正を機に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の改正が検討されました。当協会も改正に当たり会員の意見を集約し、県ご当局に要望をして参りました。前号でもお断りいたし

ましたように、当委員会では特集でご紹介を企画し本号では是非ご紹介できますように努力しましたが、残念ながらお知らせできなかったことを重ねてお詫び申し上げますとともに、これからも引き続き頑張っていきたいと思っております。

会員の皆様方には、本年もこの「保全協会報」の編集にご協力、ご愛読を賜り、本誌が皆様方にたいする情報提供の機関誌としてお役に立ちますよう一同頑張っていきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清 晴

委員 川合 清 和

加藤 宏

野々村 清 中尾 勝

■広告掲載社名

コマツ岐阜(株)

A I U 保険会社岐阜支店

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成11年1月1日発行

第37号

編集
発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 小瀬洋喜

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共和印刷株式会社